

事 務 連 絡  
令 和 2 年 5 月 1 5 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における臨時休業に伴う  
生活保護業務における教材代の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症対策のため、多くの小学校、中学校、高等学校等（以下「学校」という。）において、臨時休業等の措置が講じられています。こうした状況も踏まえ、文部科学省においては令和2年度補正予算で、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、ICT端末や通信機器等の環境整備に必要な経費を措置しています。当該予算では、公立学校の児童生徒には1人1台端末を支給するための費用が計上されており、各教育委員会の方針に基づき、学校における教育活動の一部をオンラインで実施する取組が更に促進されることが想定されることです。

被保護世帯の児童生徒等が家庭学習を行う際の留意点については、「被保護世帯の児童生徒等の家庭学習に係る留意点について」（令和2年4月20日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）においてお示ししたところですが、学校がICTを活用した教育を実施するにあたり、被保護世帯に通信費（モバイルルーター等の最低限必要な通信機器の支給又は無償貸与等が行われない場合は、これらの購入又はレンタルに係る費用を含む。以下同じ。）の費用負担が生じた場合の生活保護業務における取扱い等について、下記のとおりお示ししますので、各自治体におかれては、ご了知の上適切に対応をお願いします。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方をお願いします。

記

1 ICTを活用した教育に伴う通信費が発生したときの取扱い

(1) 学校での教育におけるICTの活用について

今般、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和2年4月10日2文科初第87号文部科学省

初等中等教育局長通知。別添 1) において、家庭学習については「教科書と併用できる教材、動画等を活用した（略）学習を組み合わせることで重要」とされ、「その際、家庭学習で活用する教材等の児童生徒への提供については、オンラインのシステムを通じた提供のほか、教育委員会や学校のホームページに掲載する、電子メールや郵送等で配付する、保護者や児童生徒の登校日を設定してその際に配付するなどの工夫が考えられること」とされており、また、「学校に登校できない児童生徒に対しては、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができること」が示されました。

また、文部科学省において、令和 2 年度補正予算で、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICT の活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急を実現するため、ICT 端末や通信機器等の環境整備に必要な経費を措置しています。

## (2) 教育扶助又は生業扶助における「教材代」としての通信費の支給について

従前より、教育にかかる費用のうち学校ごとや個人ごとで差の大きいワークブック等の費用については、個別の需要に即応すべく教育扶助又は生業扶助において、「教材代」として実費支給しているところです。

今般、(1) のとおり教育における対応がなされることを踏まえ、ICT を活用した教育が行われ、ICT を通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合であって、ICT を利用するための通信費について被保護世帯において費用負担が生じるときは、「ICT を活用した教育にかかる通信費の生活保護業務上の取扱いについて」

(別添 2) に示すとおり、必要な額を教育扶助又は生業扶助における「教材代」として実費支給することとしますので、保護の実施機関におかれましては、被保護世帯に対して、ICT を活用した教育にかかる通信費の費用負担が生じる場合には、ケースワーカーへ相談するよう助言指導を行うなど特段のご配慮をお願いします。また、必要に応じて、保護の実施機関から学校等に対して、オンライン教育の実施状況等を確認する場面が想定されるため、関係機関とも連携の上、通信費の支給事務が滞りなく行われますよう、特段のご配慮をお願いします。

なお、通信費について、地方自治体による独自の給付が行われる場合は、当該給付額を収入充当順位にかかわらず教材代の通信費分に充当することとし、充当してもなお不足分があるときは当該不足分のみを教材代として支給の対象としていただきますようお願いいたします。

また、教育扶助として支給する通信費については、他の教材代と同様に、学校長に対して支給する取扱いも可能であることを申し添えます。

## (3) 別添 2 による対応ができない場合

教育における ICT の活用は学校ごとの差が大きいことが想定され、別添 2 により対

応できない被保護世帯の費用負担が生じる場面が考えられます。その場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7 の 10 の（4）に当たるものとして、厚生労働大臣に情報提供をお願いします。

## 2 適用する時期について

別添 2 による「教材代」としての通信費の支給については、令和 2 年 5 月に請求された通信費から支給できることとします。